

# 堰下地区地権者協議会 会則

(名 称)

第1条 この協議会は、堰下地区地権者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、リニア中央新幹線建設に伴うガイドウェイ製作・保管ヤード事業の情報を共有して、会員の意見・要望等を東海旅客鉄道株式会社、喬木村へ要請し、事業化に向けて交渉協議を行うと共に、ガイドウェイ製作・保管ヤードとして使用した後の土地活用についての希望を取りまとめ喬木村へ報告することを目的とする。

(対象区域)

第3条 協議会は、別図「対象区域図」の範囲を対象区域とする。

(会 員)

第4条 会員は、対象区域内に存する土地所有者及び建物所有者又は借地権者とする。

(協議事項)

第5条 この協議会は、第2条の目的を達成するため次の各号に掲げる課題について検討する。

- (1) 情報提供及び意見交換
- (2) 交渉協議
- (3) ガイドウェイヤード製作・保管ヤード使用後の土地利用
- (4) その他堰下地区に係る必要な事項

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長各1名を置き、役員の内選により決定する。

2 会長は、協議会を代表して会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときはその職務を代行する。

(任 期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし役員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げないものとする。

(役員構成)

第8条 役員は、下記の団体等から選出する。

(1) 地元村議会議員

(2) 地元農業委員会委員

(3) 堰下管理組合の代表

(4) その他、会長が必要と認める者

(会議の運営)

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、目的達成のために、関係する者を会議に出席させ意見を聴くことができるものとする。

(役員会)

第10条 情報を共有し課題や対策等を検討するため、役員会を設置する。

2 役員会は、役員をもって構成する。

3 役員会は、協議会が必要と認める事項に関して調査検討を行う。

(会 費)

第11条 協議会の運営事務に必要な費用に充てるため、会員から会費を徴収することができるものとする。

(事務局)

第12条 この協議会の事務局は喬木村役場高速交通対策課に置く。

(会長への委任)

第13条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議のうえ、会長が定める。

附 則

この会則は、平成28年11月1日から施行する。